

令和7年第1回別府市農業委員会総会議事録

日 時 令和7年1月10日(金)午後3時20分

場 所 別府市役所 農業委員会室

招集者 別府市農業委員会 会長 久保 賢一

次 第

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について

議案第2号 非農地証明願について

議案第3号 非農地通知について

報告第1号 農業委員会規程第9条の規定による専決事項の報告について

(1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届

(2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届

報告第2号 証明願に対する証明事項の報告について

報告第3号 開発行為事前協議申入等に対する競技結果の報告について

出席委員

農業委員 6名

1番 久保 賢一

3番 彌田 和好

4番 齊藤 孝一

5番 久恒 美千代

6番 星野 賢一

7番 小畑 義宏

※ 番号は議席番号

農地利用最適化推進委員 7名

中部地区 佐藤 進蔵

亀川地区 恒松 はつみ

朝日地区 伊藤 博文

東山1地区 大野 基

東山2地区 大野 泰徳

浜脇地区 安部 憲次

内成地区 園田 喜久男

欠席委員 1名

2番 後藤 利夫

出席職員

事務局長 岩男 涼子

局長補佐 中川 朋美

主 査 吉岡 千紘

開会15:20

(事務局)

開催時間前ではございますが、会議中のお願い事項がございます。総会の開催中は携帯をマナーモードにするか電源をお切りくださるようお願いいたします。

また、会議中は議案に上程いたしました案件について質疑等がございましたら、挙手をしていただき議長の承認のうえご発言下さい。やむをえず離席する場合は、議長に許可をもらってください。

それでは、只今より令和7年第1回別府市農業委員会総会を開催いたします。

本日の総会の出席委員数が、過半数を超えていますので、総会会議規則第6条により本日の総会は成立いたしました。

ここで、お配りしております資料の差し替えをお願いいたします。

3つございます。1つ目が、議案の2ページ議案第1号3条許可、2つ目が5ページ議案第3号非農地通知について、3つ目が令和7年1月・2月農業委員・推進委員の行事予定です。

(差し替え分の説明)よろしいでしょうか。それでは、会長お願いいたします。

(会長)

皆さん、新年早々の研修、大変お疲れ様でした。

令和7年が始まりましたが、昨年の夏は経験のない猛暑、8月末は異常気象に伴う大雨被害など、大変苦しい年でありました。新たな年は、心穏やかに過ごせる年であってほしいと切に願います。

また、今年は別府市で全国棚田サミットが開催される予定であり、別府市の農業が注目されるイベントになるかと思います。地元農業者の代表である農業委員会として、別府市の農業者にとって素晴らしい年になるよう、共に考え、行動してまいりたいと考えておりますので、引き続きご協力いただきますようお願いいたします。

(議長)

それでは、議事に入ります。

本日の総会は、総会会議規則第7条により、私が議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日の総会議事録署名委員の選出について、私の方から指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(各委員)

異議なし。

(議長)

ご異議がないようでありますので、6番委員、7番委員をご指名いたします。よろしくお願いいた

します。

議案につきましては、事前に皆さんに送付しておりますので、審議については事務局からの説明を求め、報告については、質問等が出た事案に対して、詳しく説明を求めたいと思います。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の審議について」申請番号1番を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

はい、それでは議案の2ページをお開きください。

申請番号1 贈与人 佐賀県三養基郡の方、受贈人 別府市の方です。

贈与人の職業は、会社員、受贈人は、無職です。農業振興地域外、申請の土地は、大字鶴見字八川 田、現況も田 1,803 m²です。申請の事由は、贈与人は、県外居住のため耕作できない、受贈人は現在共有している農地であり、耕作が可能、です。

お配りしている総会議案資料をご覧ください。1ページから3ページは申請書です。議案と重複しますので、説明は省略いたします。4ページが字図、5ページが位置図、6ページが航空写真です。7ページが会長と3番委員、中部地区推進委員に現地確認していただいたときの現況写真です。以上です。

(議長)

ただ今、事務局の説明が終わりました。申請地は朝日地区でございますが当日朝日地区推進委員の都合がつきませんでしたので、代わりに同行していただいた3番委員から補足説明をお願いいたします。

(3番委員)

はい。12月19日に現地を見に行ってきました。現地はトラクターとかでよく掻かれていて優良農地だなということを感じました。この土地は相続で4人で、4分の1ずつ相続した土地で、現在耕作されているのは〇〇さんでいいのかな、贈与人の持ち分の4分の1を贈与でということで別段問題はないと思います。以上です。

(議長)

ただ今、3番委員からの補足説明が終わりました。

何かご意見、ご質問はございませんか。

(7番委員)

はい。これはご兄弟でいいのか。4兄弟の2人のやりとりですか。

(3番委員)

そう。

(議長)

いいですか。

ほかにご意見・ご質問もないようであります。

それでは、議案第1号申請番号1番について申請のとおり承認することにご異議ありませんか。

(各委員)

異議なし。

(議長)

異議なしとのことであります。

議案第1号申請番号1番については、申請のとおり承認することに決定いたしました。

続きまして、申請番号2番を議題といたします。番号2については、職務代理は関係者のため審議には入れませんので、ここで退室をお願いいたします。

～職務代理退室～

では、番号2について、事務局の説明を求めます。

(事務局)

はい、それでは議案の2ページをご覧ください。

番号2 譲渡人 別府市の方、譲受人 別府市の方。譲渡人の職業は、会社員、譲受人は農業です。区分は、農振農用地区域内です。申請の土地は、大字東山字林 田 現況も田 外3筆、一部は現況休耕となっています。計 3,393 m²です。申請事由は、譲渡人は、農地の管理ができず、売却ができるまでと思い貸借しているが、農業振興地域では誰にでも売却できず、今回の機会に売却できなければ将来の売却は難しいと思い売却したい。譲受人は、台風により自己所有農地の損壊があり、東山地区内の水稻耕作農地を探していた。農業経営安定のため、というものです。

なお、これらの農地の一部は、これまで農地中間管理機構を通じ東山パレットと貸借契約が行われておりましたが、既に双方合意のもと、農林水産課にて解約の手続きを行い、12月23日付けで農林水産課から農地中間管理機構に解約の申入れが行われており、農地中間管理機構から解約の決定通知が送られてきました。お配りしている総会議案資料をご覧ください。8ページから10ページは申請書です。議案と重複しますので、説明は省略します。11ページは字図、12ページが位置図です。13ページが航空写真です。14ページが5番委員と東山2地区推進委員に現地確認していただいた時の現況写真です。以上です。

(議長)

ただ今、事務局の説明が終わりました。申請地は東山2でございます。担当の5番委員から補足説明をお願いいたします。

(5番委員)

はい。12月31日に推進委員さんと現地確認に行っていました。説明があったとおりで譲渡人の方は、農地の管理ができず以前から売却の意向があって、今回受けてくれる方が見つかったということです。受け人の方は、幅広く農業を行っていて農業にも精通していて、地域の活動にも積極的に参加している方なので問題ないと思います。

(議長)

ただ今、5番委員からの補足説明が終わりました。
何かご意見、ご質問はございませんか。

(各委員)

ありません。

(議長)

特にご意見・ご質問もないようです。
それでは、議案第1号申請番号2番について申請のとおり承認することにご異議ありませんか。

(各委員)

異議なし。

(議長)

異議なしとのことであります。
議案第1号申請番号2番については、申請のとおり承認することに決定いたしました。
職務代理はお戻り願います。(入室)

(議長)

続きまして、申請番号3番を議題といたします。番号3について、事務局の説明を求めます。

(事務局)

はい、それでは議案の3ページをお開きください。

番号3 譲渡人 別府市の方、譲受人 別府市の方です。譲渡人の職業は、会社員、譲受人は、農業です。農振農用地区域内、申請の土地は、大字東山字杖久保 田、現況も田、現在休耕にな

っています、ほか1筆1,509㎡です。

申請の事由は、譲渡人は、農地の管理ができず、毎年農業委員会の遊休農地地用意向調査でも返答しているように売却の意向があった。譲受人は自宅に近く、自作する農地に隣接しており、効率的な耕作が可能、ということです。

お配りしている総会議案資料をご覧ください。15ページから17ページは申請書です。議案と重複しますので、説明は省略します。18ページが字図、19ページが位置図、20ページが航空写真です。21ページ・22ページが5番委員と東山2地区推進委員に現地確認していただいた時の現況写真です。以上です。

(議長)

ただ今、事務局の説明が終わりました。東山2地区の、5番委員から補足説明をお願いいたします。

(5番委員)

譲渡人の方は先ほどのNo2の方と同じ方でございます。受け人の方は長年農業に従事しており、自己保有の農地はしっかり管理されておりました。申請の土地は神社の近くにあって申請人の農地に隣接しており、問題ないと思いました。

(議長)

ただ今、5番委員からの補足説明が終わりました。

何かご意見、ご質問はございませんか。

(各委員)

なし。

(議長)

特にご意見・ご質問もないようであります。

それでは、議案第1号申請番号3番について申請のとおり承認することにご異議ありませんか。

(各委員)

異議なし。

(議長)

異議なしとのことであります。

議案第1号申請番号3番については、申請のとおり承認することに決定いたしました。

続きまして、議案第2号農地法第2条第1項に規定する農地に該当しない旨の証明願(非農

地証明願)について審議いたします。事務局から説明をお願いします。

(事務局)

はい、それでは議案の4ページをご覧ください。

議案第2号の非農地証明願についてです。

番号1、申請人、大分市の方。区分、農業振興地域外。申請の土地、大字亀川、畑、現況 山林ほか1筆、計151㎡。申請地の状況は、山林。理由は、所有者が遠方に住んでおり管理ができなかった、というものです。

非農地証明願とは、登記上の地目が農地であるが、その現況が農地以外になっている土地で、一定の要件を満たしている場合は非農地としての証明を受けることができるものです。申請者は土地の所有者で、申請受付後は、農業委員等が、現地確認し、総会の議決により農地に該当しないと判断した場合に、証明書を申請者あてに交付します。

総会議案資料をご覧ください。23ページが非農地証明願、議案と重複するので説明は省略します。24ページが位置図、25ページが航空写真、26ページが彌田委員と佐藤委員が現地確認時に撮影された写真です。以上です。

(議長)

ただ今、事務局の説明が終わりました。この案件について、担当の3番委員から補足説明をお願いします。

(3番委員)

はい。12月19日に中部地区推進委員と私で現地確認をしてまいりました。この写真にあるように農地らしい農地は全くわかりませんでした。1番上に上がって見たんですけど平らなところは畳2畳くらいあるかな、というような感じでほとんど崖というような印象を持ちました。非農地やむなしかと。

(議長)

ただ今、3番委員の補足説明が終わりました。議案第2号について、ご意見があれば、お受けいたします。

(各委員)

なし。

(議長)

特にご意見・ご質問もないようであります。

議案第2号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しない旨の証明願(非農地証明願)に

ついて許可することにご異議ございませんか。

(各委員)

異議なし。

(議長)

異議なしとのことでありますので、議案第2号を許可することに決定いたしました。

続きまして、議案第3号「非農地通知について」、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

はい。非農地通知についてご説明いたします。

令和6年の利用状況調査(農地パトロール)等で非農地と判断された土地に対し、非農地通知を送付するものです。非農地判断は総会の審議は不要となっていますが、三人以上の委員での判断が必要なため、農地パトロールの時に撮影していただいた写真をこの総会の場でみなさんで確認のうえ、非農地かどうかの判断をしていただきますようお願いいたします。

まず、番号1についてです。

番号1番は 所有者 別府市の方 農振農用地区域外、大字浜脇、田、現況 宅地、156㎡ です。現地の写真は資料の27ページです。

(議長)

ただ今、議案第3号番号1について事務局の説明が終わりました。浜脇地区の6番委員に確認をお願いいたしましたので、補足説明をお願いいたします。

(6番委員)

自宅建築から20数年経ってまして、農地といえる状況では全くございません。本人と、行った時に話をして全く農地としてやっていないということで問題ありません。

(議長)

ただ今、6番委員の補足説明が終わりました。議案第3号番号1について、ご意見等があればお受けいたします。

(7番委員)

27ページの写真ですが、1番下の花壇の中のことを言われていますか？上段中段下段があつて、これの…。

(6番委員)

上段中段下段があつて、下段のところに実は車庫があつて。その写真を撮るためにこれがある。

上段は正面、右正面から撮った写真、中段は若干左側に寄ったところから撮った写真、下段は一番左から撮った写真。3つに見えると思うんですけど、車庫みたいなのところ、家があって、ガレージみたいなのところ。

(7番委員)

花壇のところじゃなくて、車庫になっているところが対象の場所？

(事務局)

1番上の上段が宅地の全景なんですけども、わかりづらいかなと思って、近くに寄ったら全景が入らないので、全景から見た時の向かって左側ですね。左側から見たのが真ん中なんですけど、ちょっとその横によく見ると車庫があったので入り切れてないんで撮った形、全景の場合には車庫がちょっと見えづかったので、左側から再度撮った写真が2枚なんですけども、全景は1番上、これが全部まるっとの家。

(議長)

土地は？1番上の2棟ある分？

(事務局)

1番上の手前の部分は除けて、とにかく家、家の2つと左側の車庫の部分すべてが対象地です。大きな右側のガレージと左の住まいのような所と、さらに左に駐車場に入る通路と奥に駐車場がある、全てが宅地になっています。

(議長)

7番委員さんわかった？いいですか？ほかの方はわかった？いいですか？

ほかにご意見・ご質問もないようであります。

それでは、議案第3号番号1について非農地判断することにご異議ありませんか。

(各委員)

異議なし。

(議長)

異議なしとのことであります。

議案第3号番号1については、非農地判断することに決定いたしました。

続きまして、番号2について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

番号2についてです。

番号2番は 所有者 別府市の方 農振農用地区域、大字東山、田、現況 原野、142 m²ほか 1筆 計 241m² です。

こちらは、本人から非農地であるとの申出があり、農振農用地区域内であるため、非農地証明願ではなく、非農地判断の後、非農地通知を送ろうとするものです。現地の写真は資料の28ページ・29ページです。

(議長)

ただ今、議案第3号番号2について事務局の説明が終わりました。東山2地区の5番委員に確認をお願いいたしましたので、補足説明をお願いいたします。

(5番委員)

はい、推進委員さんと現地を確認いたしましたが、ここは農地としては活用できないと思います。荒れ果てた土地になっていて背の高いクヌギの木が生い茂っている状態でした。勾配激しくて到底農地として活用できる土地ではなかったので、非農地でよいと思います。

(議長)

ただ今、5番委員の補足説明が終わりました。議案第3号番号2について、ご意見等があればお受けいたします。

(各委員)

なし。

(議長)

特にご意見・ご質問もないようであります。

それでは、議案第3号番号2について非農地判断することにご異議ありませんか。

(各委員)

異議なし。

(議長)

異議なしとのことであります。

議案第3号番号2については、非農地判断することに決定いたしました。

ここからは、事務局からの説明は省略したいと思います。

報告第 1 号、「農業委員会規程第9条の規定による専決事項の報告について、(1)農地法第4条第1項第 7 号の規定による農地転用届、番号1について、何かご質問等があれば、お受けいた

します。

(各委員)

なし。

(議長)

特にご質問等もないようであります。続きまして(2)農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届、番号1から番号8について、何かご質問等があれば、お受けいたします。

(各委員)

なし。

(議長)

特にご質問等もないようであります。

続きまして報告第2号 証明願に対する証明事項の報告(令和6年1月1日～12月31日分)について、何かご質問等があれば、お受けいたします。

(各委員)

なし。

(議長)

特にご質問等もないようであります。続きまして報告第3号開発行為事前協議申込等に対する協議結果の報告について、何かご質問等があれば、お受けいたします。

(各委員)

特になし。

(議長)

特にご質問等もないようであります。

以上で、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。

閉会 16 時 30 分

上記会議の顛末を録し、相違ないので、署名をする。

議 長 _____ 会長 _____

署名委員 _____ 6番委員 _____

署名委員 _____ 7番委員 _____